

○大蔵省告示第三百十五号
国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第六條第一項の規定に基づき、平成十二年十一月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十二年十一月十六日
大蔵大臣 宮澤 喜一

一 名称及び記号
利付国債(二)年(第百七十八回)
二 発行の根拠
国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五條第一項
三 発行方法
郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行
四 発行額
額面金額で千五百三十億円
五 払込金額
千五百三十一億八千三百六十万円
六 額面金額の種類
五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
七 発行日
平成十二年十一月二十日
八 募集の価格
額面金額百円につき百円十二銭
九 利率
年〇・六パーセント
十 初期利子
平成十三年五月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ)。

○通商産業省告示第六百七十三号
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二條第三項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。
平成十二年十一月十六日
通商産業大臣 平沼 赳夫

○厚生省告示第三百四十九号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十五條第一項の規定に基づき、厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(平成十一年三月厚生省告示第九十五号)の一部を次のように改正し、平成十二年十二月一日から適用する。
平成十二年十一月十六日
厚生大臣 津島 雄二

○海上保安庁告示第三百二十号
航海標識の一時撤去について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

○海上保安庁告示第三百二十一号
航海標識の設置について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

3318 株式会社ダイモク家 佐賀県佐賀郡諸富町大字徳富六百九十一番地の二
3317 株式会社新東建設 千葉県市川市南大野二丁目三番一
3316 ビー・エム 東京都中野区中野一丁目五百番三

十一 第二期以後の利子
毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十二 償還期限
平成十四年十一月二十日
十三 償還金額
額面金額百円につき百円
十四 元利金支払場所
日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局
十五 募集期間
平成十二年十一月七日から平成十二年十一月十四日まで
十六 払込期日
平成十二年十一月二十日

○厚生省告示第三百四十八号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七條第十七項の規定に基づき、厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成十一年三月厚生省告示第九十三号)の一部を次のように改正し、平成十二年十二月一日から適用する。
平成十二年十一月十六日
厚生大臣 津島 雄二

○海上保安庁告示第三百二十号
航海標識の一時撤去について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

○海上保安庁告示第三百二十一号
航海標識の設置について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

○海上保安庁告示第三百二十号
航海標識の一時撤去について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

○海上保安庁告示第三百二十一号
航海標識の設置について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

○海上保安庁告示第三百二十号
航海標識の一時撤去について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

○特許庁告示第三号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号)第七十八條の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号(特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額の件)の一部を次のように改正する。
平成十二年十一月十六日
特許庁長官 及川 耕造

この告示は、平成十二年十二月一日から施行する。ただし、施行の前日に特許庁が受理した国際出願であつて、当該受理の日から一か月以内に手数料を納付する場台における当該手数料の額については、なお従前の例による。
○海上保安庁告示第三百二十号
航海標識の一時撤去について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

○海上保安庁告示第三百二十一号
航海標識の設置について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

○海上保安庁告示第三百二十号
航海標識の一時撤去について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

○海上保安庁告示第三百二十一号
航海標識の設置について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

○海上保安庁告示第三百二十号
航海標識の一時撤去について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

○海上保安庁告示第三百二十一号
航海標識の設置について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

光 三〇カンデラ
光 三・五海里
明 全度
高 さ 平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル 平均水面上から灯火まで八・八メートル
点灯年月日 平成十二年十月三十日
宇島漁港東防波堤灯台

光 三〇カンデラ
光 三・五海里
明 全度
高 さ 平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル 平均水面上から灯火まで九・二メートル
点灯年月日 平成十二年十月三十日
海上保安庁告示第三百二十二号
航海標識の性質その他の変更について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

光 三〇カンデラ
光 三・五海里
明 全度
高 さ 平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル 平均水面上から灯火まで九・二メートル
点灯年月日 平成十二年十月三十日
海上保安庁告示第三百二十二号
航海標識の性質その他の変更について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

光 三〇カンデラ
光 三・五海里
明 全度
高 さ 平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル 平均水面上から灯火まで九・二メートル
点灯年月日 平成十二年十月三十日
海上保安庁告示第三百二十二号
航海標識の性質その他の変更について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

光 三〇カンデラ
光 三・五海里
明 全度
高 さ 平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル 平均水面上から灯火まで九・二メートル
点灯年月日 平成十二年十月三十日
海上保安庁告示第三百二十二号
航海標識の性質その他の変更について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

光 三〇カンデラ
光 三・五海里
明 全度
高 さ 平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル 平均水面上から灯火まで九・二メートル
点灯年月日 平成十二年十月三十日
海上保安庁告示第三百二十二号
航海標識の性質その他の変更について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾

光 三〇カンデラ
光 三・五海里
明 全度
高 さ 平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル 平均水面上から灯火まで九・二メートル
点灯年月日 平成十二年十月三十日
海上保安庁告示第三百二十二号
航海標識の性質その他の変更について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六條の規定により、次のように告示する。
平成十二年十一月十六日
海上保安庁長官 荒井 正吾